

第15回 100条調査特別委員会

日 時	午後 4時00分 開会 令和5年2月22日（水） 午後 4時13分 閉会			
	委 員 長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗
出席 委 員				
菅 原 義 信				
木 村 愛 子				
奥 村 義 則				
江 端 一 高				
林 下 豊 彦				
欠 席 委 員				
—				
オブザーバー				
議長 石 川 修				
副議長 佐々木 一弥				
事務局職員				
議会事務局長 九島 隆				
議会事務局次長 熊野 正章				
議会事務局参事 高橋 藤憲				
議会事務局次長補佐 宮澤 泰徳				

開会 午後4時00分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから100条調査特別委員会を開会いたします。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

本日は、証人喚問がなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音等は禁止となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、次回以降の委員会での証人喚問につきまして協議し、決議してまいりたいと思いますので、まず、これまで証人として出頭請求を行い、やむを得ない理由により不出頭となっていました堀田哲三氏についてでございます。改めて本人に連絡いたしまして日程調整ができましたので、再度議長に対して出頭要求をしたいと思います。

これにつきまして質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

堀田哲三氏を証人とし出頭を求める日時については、2月28日火曜日午後1時30分から、場所については全員協議会室とし、尋問事項につきましては、1、公正取引委員会近畿中国四国事務所への告発について、および、2、告発文などの内容についてとし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、原案のとおり証人出頭要求をすることに決しました。

次の証人喚問候補者についてですが、昨年12月20日の第7回100条調査特別委員会におきまして証人喚問を行いました清水良三氏でございます。再喚問すべき根拠といたしましては、その際の証言内容を精査するにおいては、まだ詳細に証言を求める事項があるということで、再喚問すべき根拠になるということでございます。

以上の理由により、議長に対して再喚問としての出頭要求をいたしたいと思いますが、これにつきまして質疑はありませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 再喚問される根拠として、委員長のほうからその際の証言内容を精査するにおいて、もう少し確認すべき事項があるといったことを述べられたと思うんですけれども、調査を求められている100条委員会の中で日程的にも限られておりまして、調査経費の中でも、金曜日の本会議の中で追加経費についても本会議にかけさせていただくところでありますけれども、費用面においても日程的にも限られてきていると思います。こうした中で再喚問を行うということに関しては、やはり慎重に、そしてまた効果的、必要に応じて行なうことが一般的だらうと思います。その中で、今、清水良三氏の再喚問について、もう少し詳しくといいますか、その再喚問の必要性であつたりポイントについて、委員長のほうでお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 清水組会長に関しましては、最初の証人喚問といいますか、100条調査特別委員会ができたその中で、市長および玉邑議員の呼びかけによってこの焼却炉の入札についての参加要請というんか、そういうような疑義が出たのがこの調査での始まりでございます。そういう中で非常に重大な事項でございますので、慎重を期すことが一番肝腎でありますと、証言の詳細という部分につきましては、さらに慎重に行わなければならぬということがあります。確かに日程、それから調査費用において限られています。そういう中で、確かに調査の増額につきましてもまだ未決のままでございますけれども、議会の審議が必要となっておりますけれども、そういうものを超えるだけのそういう部分があるんではないかなと、それだけ重要事項ではないかなと思いまして、再喚問の対象者としたわけでございます。

以上でございます。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 委員長のおっしゃる理由については分かりました。

やはり1点なんですか、再喚問をもし必要があつて行なうのであれば、その対象者であつたりとか、もしくはその内容については、先ほど申し上げたとおり、日程的にも、もしくは費用的にも限られている中で、効果的に、また必要に応じて行なるべきものだらうと思っております。その中で、再喚問を行う方が清水証人であるのか、もしくは今まで話が出ております神鋼環境ソリューションの三野さんというお話を委員会の中では出ておりますけれども、次に堀田証人さんのお話を聞いた後に、必要があれば次の

証人を清水氏であるとか、もしくは別の方とかということを検討しても悪くはないと考えておりますので、今、堀田氏の証人喚問を前に急いで再喚問を決める必要があるのかなと思っておりますので、今回については堀田氏の証人喚問の議決だけでとどめて、次の証人についてはその後に考えるのがどうかなと思っております。現時点で再喚問というのはちょっとどうかなと疑問に感じております。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 私もこの再喚問に対する委員長のお言葉、必要性という訴えがありましたけれども、この100条委員会の大きな調査項目の中には、1、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑惑に関する項目という大きな調査項目がある中で、もうそろそろ100条委員会として報告書を作らなければいけないというこのタイミングに来まして、その報告書に関わるといいますか、さらに大きな裏づけをつくるような証人喚問の項目に当たるのだろうかという疑問は私、現在持っております。今、清水証人の証言によって、1番の調査項目がどれだけ重くなるというか、重要になる、そしてどれだけ真実に迫れるかということを考えますと、今開かなければいけないという理由はないなど、必要性は乏しいんじゃないかなという思いでおります。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員ならびに林下委員の御意見も一理あると思いますけれども、尊重しておきたいなとこんなふうに思うところでございます。

ほかにありますか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 最終的には、清水証人のこの間の証言によりますと、市長のほうから組んで神鋼とやってもらえないかという話があったという流れがありました。もし市長からそういう業者に打診なり依頼があるということは、もうその時点で市長は何しているんだということになると思うんですけど、組合議員に関わっていました木村としては、そういう動きを市長がされておきながら、最終的に荏原の下請に入らないかと清水組のほうに打診があったということは、もう一番最初の事業のスタートから、事業のスタートは牧野市長のときからスタートしていますけれども、市長になられて一月や二月ぐらいでそういう動きをされ、最終的に工事は進みましたけれども、まだどこも分かっていないときにそういう、仮にですね、それは清水証人だけの話ですから、市長はそれを否定していましたから、仮にあったとして、そういう流れが清水証人の話の中であって、それで荏原に決まってきており、1者随契ではないんですけど、競争入札と言いながら1社しかなかったという、その過程はやっぱり非常に、私たち議員としては入札、もう少し、奥村先生もおっしゃっていましたけど、2社で競争していかなければかなりの、奥村先生は数字も挙げておられましたけれども、下がっていただろうと思える、その一連の流れというのは、やっぱりいま一つ、清水会長がさらに今まで以上のことを見証していただけるという可能性もあるかもしれないのに、私はそれを、やっぱり今、もうまとめに入る段階で可能性があるなというところはお尋ねしていきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、質疑の部分でそれぞれ賛否の御意見があつたかと思っております。それでは、收拾がつきませんので、時間帯というような形も限られておりますので、採決に移りたいと思います。

それでは、採決いたします。

清水良三氏を証人とし出頭を求める日時については2月28日午後3時30分から、場所については全員協議会室とし、尋問事項については、1、神鋼と組んで入札参加要請について、2、神鋼側との接点について、3、荏原側への下請要請事案についてとし、議長に対し証人出頭要求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 3 名）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手同数であります。

よって、委員からの賛否の数が同数である場合、委員長において決めるということでありますので、私の意見を申し上げたいと思います。

私は、先ほどから言っていますとおり、最後の機会ということで、非常に精査が必要な証人ということで、私はこの出頭について賛成といたしたいと思います。

よって、原案のとおり議長に対し証人出頭要求することに決しました。

協議事項2に入りたいと思います。

次に、協議事項2、提出を求める記録についてでございますが、地方自治法第100条第1項に基づき、関係者に提出を求める記録に関する協議となります。

記録につきましても、証人喚問と同様に、委員会で協議し決定した後、議長に対して記録提出要求書を提出し、議長から関係者へ記録の提出を請求する運びとなります。

今回提出を求める記録書としては、1、令和3年9月10日金曜日、鰐江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業実施方針に関する質問への回答の原本の写し、2、令和3年8月10日火曜日、鰐江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業実施方針に関する質問、意見書として提出された原本の写し、3点目、第1回鰐江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の会議録、4、第2回鰐江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の会議録、5、第6回鰐江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の会議進行シナリオでございます。

提出期限は2月27日月曜日正午までとし、鰐江広域衛生施設組合に対して記録の提出を求めたいと思いますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、質疑を終結いたします。

採決いたします。

提出を求める記録につきましては、鰐江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業実施方針に関する質問への回答の原本の写し、提出期限は2月27日正午までとし、

鯖江広域衛生施設組合に対して記録の提出を求めるに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、提出を求める記録については原案のとおり提出を求めるに決しました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、終結いたします。

それでは、これで本日の議事は全て終了しました。

以上で、第15回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時19分